

精神保健指定医に係る各種手続のオンライン化について

1 概要

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月閣議決定）に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」が開発され、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化が推進されている。
- 精神保健指定医の新規申請に係る審査事務及び指定医台帳の管理事務は、厚生労働省・精神保健指定医資格審査部会委員・各自治体が精神保健指定医資格審査システムを用いて審査や事務を実施しているが、申請者がマイナポータルを通じて各種手続の申請等を可能とするため、現在当該システムの改修を行っており、準備ができた手続から順次オンライン申請も可能とすることを検討している。

2 手続とオンライン化時期

◆指定医証の再交付（紛失）

◆5年ごとの研修受講延期及び指定医証の有効期間延長

◆住所地変更

令和8年3月下旬以降を
メドにオンライン申請開始

◆精神保健指定医指定申請

◆指定医証の記載事項変更

◆指定医証の再交付（き損）

◆指定医の辞退

◆精神保健指定医指定申請（失効後一年未満）

令和8年度以降(未定)
オンライン申請開始予定

◆指定医証の更新

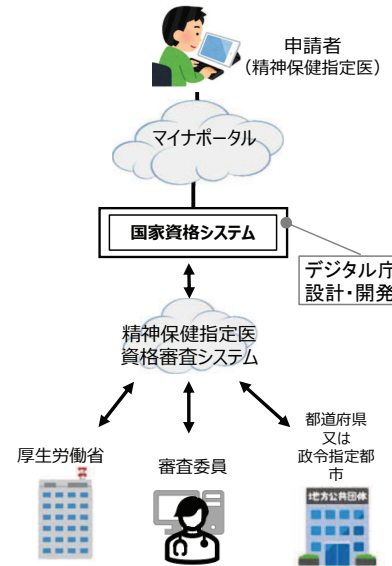
◆指定の取消又は職務の停止による指定医証の返納

検討中

※オンライン申請開始後であっても、従前通り紙での申請も可能。

※オンライン申請の際、都道府県知事や研修の実施団体等の経由が不要となること等のため、その準備として所要の政省令や通知の改正を行う。

3 イメージ

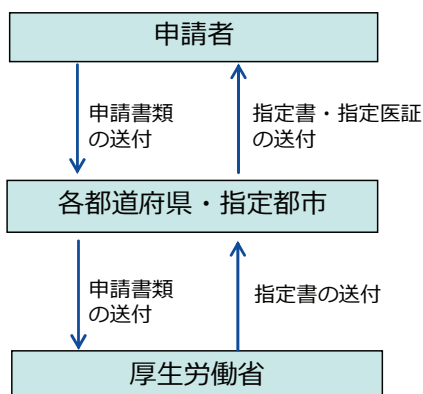


精神保健指定医に係る各種手続のオンライン化について

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月閣議決定）に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」が開発され、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化が推進されている。
- 申請者がマイナポータルを通じて各種手続の申請等を可能とするため、現在関係システムの改修を行っており、令和8年3月以降、準備ができた手続から順次オンライン申請も可能とすることを検討している。
対象手続：指定申請、指定医証の記載事項変更、再交付、指定医の辞退、研修受講延期・有効期間延長、住所地変更

オンライン化前

（紙による申請）



オンライン化後

（紙による申請）

（オンライン申請）

